



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。赤羽便りの発行を始めます。テスト版のご意見をいろいろ頂戴し誠にありがとうございました。税金情報はさておき、旅ネタを充実してまいります

重要情報

1. マイホーム請負契約と消費税

消費税が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%まで引上げられますが、引上げ半年前（8%は平成25年9月末）までに請負契約した場合は、完成引渡支払が施行日以後であっても旧税率が適用されることがあります。

2. 消費税の免税判定が変わっています

免税点の1千万円判定は二期前の売上実績で行われていたましたが、来年1月1日以後開始する年度から、前上半期6か月の売上及び給与実績で判定されることとなります。早くてH24.1-6月の実績になります。

3. 庭内神しの「敷地」も相続・贈与非課税に

お墓などの墓石やその敷地については、それが例え銀座など地価の高いところにあつたとしても非課税です。このほど、その非課税範囲に庭内神し（一般家屋の庭にある日常礼拝の対象となる祠など）の敷地も含まれることとされました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【オーストラリア：パース】オーストラリアは南アフリカと緯度がほぼ同じで、風景や植物の雰囲気、風の匂いや自然の色がとても似ています。南アとオーストラリアのワインはとても飲み口が柔らかくて味がすごく似ているのですよ。

☆事務所からの連絡☆

新規顧客募集中です！お近くに起業、相続や不動産についてお悩みの方がいらっしゃいましたら、お声掛けください。

9月のイベント

- ・7月決算法人 申告納期限
- ・1月決算法人 中間申告納期限

税金マメ知識

相続税には、実家の土地に対する負担が重くならないようにする特例があります。特例を申告しなければ税金が出てしまうケースがあるので、「ウチは相続税出ないだろう」とタカをくくらず、まずご相談ください。特例の対象は、亡くなった方が住んでいた実家の敷地で、その同居家族が実家に住み続ける場合や、一人暮らしの故人の子などで持ち家のない人が、相続をきっかけに戻って来て住み続ける場合などです。実家の土地は相続財産の多くを占めるので、この特例で財産全体が非課税限度まで下がるケースが多々あるんですよ。

晩酌のじかん

パスポートに押された各国のスタンプをニヤニヤと眺めていたら、「妻から期限が切れているよ」と、衝撃の事実を知らされました。旅人のくせにパスポートがないなんてまるでポケットのないドラえもん。これからはキャラクタ特性よりも人格勝負だと思いました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp